

2013年1月31日

ご購入いただきました、患者さんのこれからとこれからの患者さんのための【かかりつけ医 介護保険ガイド】（2013年1月20日発行）におきまして、以下の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに、深くお詫び申し上げます。

46ページ

誤	
下から 2行目	保険医療機関であれば、居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーションの3サービス（予防サービスを含む）は「みなし指定」となります（表2.3）。



正	
下から 2行目	保険医療機関であれば、居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、 通所リハビリテーション の4サービス（予防サービスを含む）は「みなし指定」となります（表2.3）。

47ページ 表2.3 保険医療機関のみなし指定

誤		
2.1 医師のかかわる場面（かかりつけ医の役割） 47		
表 2.3 保険医療機関のみなし指定		
サービス (予防を含む)	保険医療機関の みなし指定	備考
居宅療養管理指導	○	
訪問看護	○	(加算算定のための体制届出必要)
訪問リハビリテーション	○	(加算算定のための体制届出必要)
通所リハビリテーション	<u>×</u>	介護老人保健施設は○
短期入所療養介護	×	介護療養型医療施設の指定あれば○
(厚生労働省資料より作成)		



正		
2.1 医師のかかわる場面（かかりつけ医の役割） 47		
表 2.3 保険医療機関のみなし指定		
サービス (予防を含む)	保険医療機関の みなし指定	備考
居宅療養管理指導	○	
訪問看護	○	(加算算定のための体制届出必要)
訪問リハビリテーション	○	(加算算定のための体制届出必要)
通所リハビリテーション	○	(加算算定のための体制届出必要)
短期入所療養介護	×	介護療養型医療施設の指定あれば○
(厚生労働省資料より作成)		